

# 意見書(医師記入)

さくらんぼこども園 園長殿

園児氏名

年 月 日生

【該当疾患に  をお願いします】

| 感染症名                                    | 感染しやすい期間                             | 登園のめやす  |
|---|--------------------------------------|---|
| 麻疹(はしか)                                 | 発症1日前から発疹出現後の4日後まで                   | 解熱後3日を経過していること  |
| インフルエンザ                                 | 症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過していること<br>(乳幼児にあっては、3日を経過していること)  |
| 新型コロナウイルス                               | 発症2日前から発症後7~10日間                     | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を過ぎるまで   |
| 風疹                                      | 発疹出現の7日前から7日後くらい                     | 発疹が消失していること   |
| 水痘(水ぼうそう)                               | 発疹出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで              | すべての発疹が痂皮(かさぶた)化してから  |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)                     | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                      | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること  |
| 結核                                      | -                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |
| 咽頭結膜熱(プール熱)                             | 発熱、充血等の症状が出現した数日間                    | 発熱・充血などの主な症状が消失した後2日経過していること  |
| 流行性角結膜炎                                 | 充血、目やに等症状が出現した数日間                    | 結膜炎の症状が消失していること   |
| 百日咳                                     | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで           | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること   |
| 腸管出血性<br>大腸菌感染症<br>(O157、O26、<br>O111等) | -                                    | 医師により感染のおそれがないと認められていること<br>(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である) |
| 急性出血性結膜炎                                | -                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症<br>(髄膜炎菌性髄膜炎)                | -                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること   |
| アデノウイルス感染症                              | 発熱等の症状が出現した数日間                       | 発熱等の主な症状が消失した後2日経過していること  |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日 医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

## ※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見の記入をお願いします。

## ※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開される際には、この『意見書』を保育園に提出してください。